

報道関係者 各位

令和6年12月17日発表

【照会先】

福岡東労働基準監督署

副 署 長 吉村 裕二

第二方面主任監督官 清水 耕平

(代表電話) 092 (661) 3770

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 作業主任者の職務を行わせていなかったもの～

福岡東労働基準監督署（署長 おがわ せいご 小河 征午）は、本日、きゅうほう 九宝工業株式会社及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年6月15日、福岡市東区香椎浜のマンション新築工事現場において、被災者ほか数名が高さ約4メートルの法面が崩壊するのを防止するための土のうの設置作業等を行う際、作業主任者に、作業の方法を決定し、作業を直接指揮する職務を行わせていなかったもの。

1 被疑者

(1) 九宝工業株式会社

所在地：福岡市博多区下呉服町

事業内容：とび・土工工事業

(2) 取締役A

2 違反条文

被疑者九宝工業株式会社、被疑者取締役Aともに、

労働安全衛生法違反

同法第14条（作業主任者）

労働安全衛生法施行令第6条第9号（作業主任者を選任すべき作業）

労働安全衛生規則第360条（作業主任者の職務）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年6月15日、福岡市東区香椎浜のマンション新築工事現場において、一次下請人の被疑者九宝工業株式会社所属の作業員Bほか数名にドラグ・ショベルの掘削作業を、二次下請負人のC会社所属の被災者ほか数名に同ドラグ・ショベルの下方において土均し作業等を行わせていたところ、法面が崩壊し、同法面の下方にいた被災者が土砂に埋もれ、体幹部圧迫により窒息死するという死亡災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削の作業を行う場合、地山の掘削作業主任者を選任し、その作業主任者に、作業の方法を決定し、作業を直接指揮するなどの職務を行わせることが規定されています。

被疑者取締役Aは、死亡災害が発生した工事現場において、地山の掘削作業主任者として法令の定める資格を有する自身が選任され、法令の定める職務内容について認識していましたが、災害発生当時、作業の方法を決定し、作業を直接指揮する職務を行っていなかったものです。

【関係条文】

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条 (...略...) の規定に違反した者

(二～四 略)

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

(一～八 略)

九 掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削 (ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業 (...略...)

(十～二十三 略)

労働安全衛生規則

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。